山城北保健所管内の感染症発生動向調査

(ARI 定点、小児科定点、眼科定点、全数報告)

2025年 第40週 (9月29日~10月5日)

今週のコメント

- ○「新型コロナウイルス感染症」の定点当たりの報告数は6.22 (39週6.67、38週13.29) と減少しています。
- ○「咽頭結膜熱」の定点当たりの報告数は2.29と減少も、依然警報継続レベルを超えています。
- ○「インフルエンザ」の定点当たりの報告数は2.22 (39週3.22、38週2.00) と前週と比べて若干減少しています。手洗いや手指消毒、咳エチケット、こまめな換気等の感染症予防を行い、保育施設や学校での集団感染に気を付けましょう。

新型コロナウイルス感染症 (定点把握疾患) 山城北保健所管内週当たり報告数 参考

https://www.pref.kyoto.jp/idsc/old/2025natsuake.html



咽頭結膜熱(定点把握疾患)山城北保健所管内週当たり報告数



定点把握疾患 <特定の医療機関(定点医療機関)を定め、その医療機関を受診した患者の数を基に、流行状況を把握>

疾患名	定点あたりの報告数(前週比)	疾患名	定点あたりの報告数(前週比)
インフルエンザ	2.22 (0.69)	手足口病	0.14 (0.00)
新型コロナウイルス感染症	6.22 (0.93)	伝染性紅斑	1.14 (1.37)
RSウイルス感染症	1.86 (1.86)	突発性発しん	0.43 (1.30)
咽頭結膜熱	2.29 (0.69)	ヘルパンギーナ	0.29 (0.43)
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	2.00 (0.92)	流行性耳下腺炎	- (0.00)
感染性胃腸炎	2.14 (1.17)	急性出血性結膜炎	- (0.00)
水痘	1.14 (3.45)	流行性角結膜炎	0.50 (0.00)

定点あたりの報告数 = 1週間の報告件数/定点数

警 報:1週間の定点あたり報告数が、ある基準値(警報の開始基準値)以上の場合に発生します。

前の週に警報が発生していた場合、1週間の定点あたり報告数が別の基準値(警報の継続基準値)以上の場合に発生します。

注意報:警報が発生していないときに、1週間の定点あたり報告数が、ある基準値(注意報の基準値)以上の場合に発生します。

全数把握疾患 <全ての医療機関から医師の届出が義務付けられている感染症>

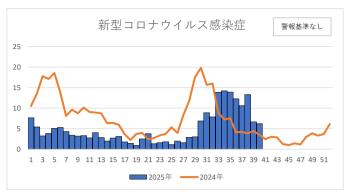
分類	報告
1 類感染症	報告なし
2 類感染症	報告なし
3 類感染症	報告なし
4 類感染症	報告なし
5 類感染症	梅毒(1件)、百日咳(2件)

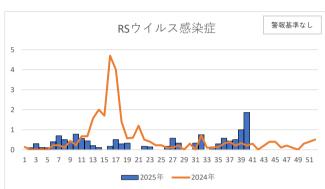
※このデータは速報値であり、今後変更等が行われる可能性があります。ご了承ください。

参考:京都府感染症情報センター https://www.pref.kyoto.jp/idsc/

山城北保健所管内定点当たり報告数推移







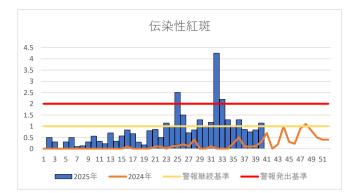


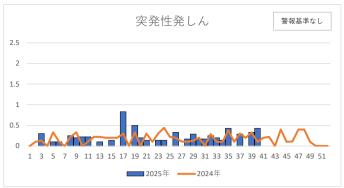








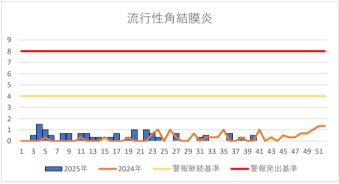












急性呼吸器感染症(ARI)とは

急性呼吸器感染症(Acute Respiratory Infection:ARI)とは、急性の上気道炎(鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎)又は下気道炎(気管支炎、細気管支炎、肺炎)を指す病原体による症候群の総称です。インフルエンザ、新型コロナウイルス、RSウイルス、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナなどが含まれます。

令和7年4月7日からARIが感染症法上の5類感染症に位置付けられ、定点サーベイランスの対象となりました。以下の症例定義(※)を満たす場合に報告対象となることから、インフルエンザやCOVID-19等と診断された場合でも、ARIの症例定義の症状があれば両方の報告対象となります。

※ 咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のいずれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

	定点あたりの報告数(前週比)
急性呼吸器感染症(ARI)	81.57 (0.93)

山城北保健所管内定点当たり報告数推移



※ 急性呼吸器感染症:2025年4月7日から集計を開始

参考:京都府感染症情報センター 京都府におけるARI発生状況

https://www.pref.kyoto.jp/idsc/old/ari.html